

## いわき市緑化推進委員会規約

平成10年2月23日施行

### (設置)

第1条 本会は、いわき市緑化推進委員会と称し、健全な森林資源の造成及び生活環境の緑化を図ること並びに公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会を通じて森林の整備及び緑化の推進に係る国際貢献に寄与することを目的とし設置する。

### (事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）に規定する緑の募金及び森林整備の推進
- (2) 緑化運動の企画及び実施
- (3) 森林整備思想の啓蒙宣伝
- (4) 緑化運動に関する団体等の連絡調整
- (5) 緑化推進団体の育成及び活動協力
- (6) その他目的達成に必要な事業

### (組織)

第3条 本会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

### (役員)

第4条 本会に、役員として会長1名、副会長2名及び監事2名を置く。

- 2 会長にはいわき市長を、副会長にはいわき市副市長（農林水産部担当）、磐城森林管理署長をもって充てる。
- 3 監事は、新たな任期の初めに開催される委員会において、委員の中から選任されたものをもって充てる。

### (役員職務)

第5条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会務執行状況を監査する。

### (会長の職務代理の順序)

第5条の2 会長に事故あるときは、その職務を代理する副会長の順序は、第4条第2項に掲げる副会長の順序とする。

### (役員任期)

第6条 役員のうち監事の任期は4年とする。ただし、途中改選された場合の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 監事は、再任されることができる。

### (会議)

第7条 本会の会議は委員会とする。会議は会長がこれを召集し、その議長となる。

(委員会)

第8条 委員会は、毎年1回これを開く。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じ、臨時に委員会を開くことができる。

(協議事項)

第9条 委員会における決議事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること
- (2) 事業実績報告及び決算の承認に関すること
- (3) 規約の制定及び改廃に関すること
- (4) その他必要と認める事項

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(経費)

第11条 本会の経費は、交付金、補助金その他の収入をもって充てる。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、いわき市農林水産部林業振興課内に置く。

2 事務局長は、いわき市農林水産部林業振興課長をもって充てる。

(地区緑化推進委員会)

第13条 本会に第2条の事業を地域において推進するため、平、小名浜、勿来、常磐、内郷、四倉、遠野、小川、好間、三和、田人、川前及び久之浜・大久の各地区ごとに地区緑化推進委員会を置く。

2 地区緑化推進委員会の事務局は、平にあっては第12条に定めるいわき市緑化推進委員会事務局とし、その地区にあってはその地区の所管する支所内に置く。

(その他)

第14条 この規約の定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成10年2月23日から施行する。
- 2 この規約の施行前になされた総会招集等の会務手続きは、この規約に基づいて処理したものとする。
- 3 この規約は、平成13年2月16日から施行する。
- 4 この規約は、平成14年2月19日から施行する。
- 5 この規約は、平成17年2月3日から施行する。
- 6 この規約は、平成18年2月13日から施行する。
- 7 この規約は、平成23年5月16日から施行する。
- 8 この規約は、平成25年1月24日から施行する。
- 9 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

別紙（第3条関係）

## いわき市緑化推進委員会委員

役	職
いわき市長	
いわき市副市長（農林水産部担当）	
磐城森林管理署長	
福島県いわき農林事務所長	
いわき市行政嘱託員（区長）	連合協議会長
いわき市農業委員会	会長
いわき市教育委員会	教育長
福島県高等学校長協会	いわき支部長
いわき市小中学校長会	連絡協議会長
いわき市森林組合	代表理事組合長
いわき市財産区議会	管理会連絡協議会長

## 各地区緑化推進委員会事務局長

平	林業振興課長（市緑化推進委員会事務局長兼任）
小名浜	支所長
勿来	〃
常磐	〃
内郷	〃
四倉	〃
遠野	〃
小川	〃
好間	〃
三和	〃
田人	〃
川前	〃
久・大	〃